

育児休業の延長を希望する方の利用調整

利用申請の際に「育児休業の延長希望に関する申出書」をご提出いただいた場合、希望する期間、世帯の保育指数（選考指数・調整指数）を「0」として利用調整を行います。

入所内定しなかった（保留となった）場合に発行する「保育利用保留通知書」の保育指数・保留理由には次のように記載されます。

「保育利用保留通知書」の記載

保育指数：「－」

保留理由：「利用調整の結果、内定が出なかったため」

本制度を利用中の方で、復職予定があり、保育指数「0」による利用調整を取りやめたい場合は、各入所希望月の締切日までに「変更届」により手続きを行ってください。本来の就労状況等に基づき、利用調整を行います。

なお、育児休業の延長及び育児休業給付金の支給期間の延長について、北区では一切責任を負いませんのでご注意ください。また、締切日までに利用申請がない場合、「保育利用保留通知書」は発行されません。